

平成 2 8 年(2016年) 1 0 月 5 日
総 務 委 員 会 資 料
経 営 室 経 営 担 当

(第 8 2 号議案)

和解及び損害賠償額の決定について

1 概要

本件は、区の職員が相手方に対し特別区職員の公務災害等に伴う見舞金の支給に関する条例（昭和 4 7 年特別区人事・厚生事務組合条例第 1 3 号。以下「条例」という。）に基づく見舞金の支給申請に係る手続について必要な案内を行わなかったことにより、相手方が当該見舞金を申請する権利の時効により当該見舞金の支給を受けられず、当該見舞金相当額について相手方に損害を与えたものである。

2 仮和解成立の日

平成 2 8 年(2016年) 7 月 8 日

3 区の賠償責任

本件は、区の職員が相手方に対し条例に基づく見舞金の支給申請に係る手続について必要な案内を行わなかったことにより、相手方の当該見舞金を申請する権利を時効により消滅させたものであり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

4 損害賠償額

本件による相手方の損害額は、条例に基づく見舞金に係る申請が正当になされていれば受け取ることができた平成 1 7 年 1 0 月 3 1 日から平成 1 8 年 4 月 2 8 日までの 1 8 0 日間に係る休業見舞金相当額金 3 0, 0 0 0 円及び地方公務員災害補償基金が平成 1 9 年 7 月 1 3 日付けで認定した障害等級第 1 2 級に係る通勤災害障害見舞金相当額金 1, 1 0 0, 0 0 0 円の合計金 1, 1 3 0, 0 0 0 円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。